

平成22年4月から 「漁業経営セーフティーネット構築事業」 が始まります。



▼仕組み

- 燃油価格や配合飼料価格の高騰に備え、漁業者・養殖業者が資金を積み立てます。
- 原油価格や配合飼料の輸入原料価格が一定の水準を超えて上昇した場合に、燃油や配合飼料の購入量に応じて、補てん金※が支払われます。
- 補てん金の支払いの有無の判定は、四半期（3ヶ月）ごとに行われます。

※ 補てん金の内訳は、1/2 が自らの積立金、1/2 が国の助成金です。

※ 補てん単価は、燃油の場合は「原油価格」、配合飼料の場合は「輸入原料価格」を基準として、次の算式で算定されます。

「四半期の平均価格」－「直前2年間の平均価格に115%を乗じた価格」

〔 ただし、配合飼料では、製品としての配合飼料価格の上昇額が輸入原料価格の上昇額を下回る場合には、上記の補てん単価から、その下回る額を控除した額が補てん単価となります。 〕

※ 原油を例にすると、「22年3月までの2年間の平均価格に115%を乗じた価格」は約47,000円/kℓです。したがって、四半期の原油の平均価格がこの額を超えた分が当面の補てんの目安となります。

〔 A 重油価格と原油価格は比較的良好に連動して変化しているため、この事業の補てんは、原油価格を基準に行うこととしています。 〕

▼手続き

● 所属する漁協等に参加申し込み^{※1}



● 年間の購入予定数量を申告（毎年）



● 積立金の納入（毎年）^{※2}

※1：加入期間は原則3年間で、その後も継続できます。
継続しない場合には、加入期間満了時に積立金の残額が返還されます。

※2：毎年の積立金の納入額は、次の算式で計算します。
(漁業用燃油) 申告した購入予定数量×1.7円/リットル
(養殖用配合飼料) 申告した購入予定数量×680円/トン

▼スケジュール

● 4月中旬以降、準備が整った漁協等から加入申込みを受け付けします。

※ 申込み期間や申込手続きについては、お近くの漁協等にお問い合わせ下さい。

申込はお早めに！！

担当

水産庁漁政部企画課

櫻井(さくらい)、難波(なんば)

TEL 03-3502-8111(内線6574) FAX 03-3501-5097